

医療的ケアが必要なお子様の 保育所等の利用に関する ガイドライン



熊本県八代市こども未来課
電話 0965-33-8721



1. ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、医療的ケアを必要とするお子様やご家族が、八代市内の保育所等の受け入れを希望される際に必要となる基本的事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受け入れや保育所等を安心して利用していただくことを目的としています。

医療的ケア児が他の児童と共に保育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携をとり、切れ目なく支援を行います。

「医療的ケア児」とは・・・日常生活及び社会生活を営むために恒常的に
医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。
(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項)

「医療的ケア」とは・・・人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の
医療行為をいう。
(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項)

2. 対象児童



- ・年齢が原則1歳以上
(1歳児未満の場合はご相談ください。検討させていただきます。)
- ・保護者が就労等で保育が必要な児童
- ・病状や健康状態が安定していること

※保育所等とも協議したうえで、病状や健康状態が安定したことを判断するためにも、原則1歳以上としています。

※主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること、保育所等と医療機関との連携がとれることが必要です。



3. 医療的ケアの内容

保育所等が提供する医療的ケアの内容は、あくまで日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を想定しており、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。
医療的ケアの具体例は、次の表のとおりです。

【医療的ケアの具体例】



種類	内容
経鼻胃管栄養 (胃ろう・腸ろう等)	口から食事を十分にとれない場合に、胃や腸、鼻腔にチューブを挿入して流動食や栄養剤を注入します。
人工呼吸器	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に管理するための医療機器を装着し呼吸の補助をします。
気管切開・吸引	痰や唾液を上手に飲み込めない、自分の力で痰を排出することが難しい場合に、気管を切開し、機械を使って痰や唾液を取り除きます。
導尿	自力で尿を排出することが難しい場合に、尿道から膀胱に細い管を挿入し尿を排出します。
人工肛門 (ストーマ)	自力で便を排出することが難しい場合に、腹部に穴を造設し便を排出します。
酸素吸入	呼吸機能の低下が原因で体内の酸素が不足している場合に、鼻に細い管を通して酸素を流し込みます。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。

※その他、市が実施可能と認めた医療行為（要相談）

4. 医療的ケアの対応者及び提供内容



(1) 看護師が提供できる医療的ケア

看護師は医師の指示のもと、上記の特定の医療的ケア以外の行為についても実施する場合があります。

また、気管カニューレの事故抜去等の緊急であってすぐに医師の治療・指示を受けることが困難な場合においては、対応後速やかに医師に報告することを条件として、医師の指示がなくても看護師が臨時応急の手当てとして再挿入することが認められています。

(平成30年3月16日厚生労働省医政看発0316第1号)

(2) 保育士等が提供できる医療的ケア

保育士等で社会福祉士及び介護福祉法に基づく「喀痰吸引等研修(第3号)」を修了し、業務登録を受けた者(以下、「認定特定行為業務従事者」という。)も、特定した5つの医療的ケアを行うことができます。

「認定特定行為業務従事者」が実施できる医療的ケアは、下記の5つです。

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養



保育所等の利用相談の流れ

まずは、八代市こども未来課へ事前相談をお願いします。

お子様の状態に応じて、安全・安心な保育を確保するためにも、お子様の主治医と連携しながら、医療的ケアを提供できる看護師等の配置状況、保育所等の設備環境等を考慮してご案内しております。

①事前準備

《お子様の健康状態に関する確認事項》

- ・お子様の健康状態が安定していて、保育所等での集団生活が可能か？
- ・自宅で保護者による安定した医療的ケアが行われているか？



《主治医への相談及び書類の作成依頼》

- ・保育所等の入園が可能かどうか、どのようなケアが保育所等で必要か、等を主治医へ相談すること
- ・主治医が、保育所等の集団生活が可能と判断した場合は、『医療的ケア主治医意見書・指示書』を作成してもらう。



②事前相談（八代市こども未来課へ）

ご相談される際は、次の書類等をご持参ください。

【必要な書類等】

- 医療的ケア児保育所等利用事前相談票
- 医療的ケア主治医意見書・指示書
(意見書・指示書作成費補助制度あり⇒ P7 Q&A)
- 母子手帳
- お薬手帳
- その他必要と思われるもの



こども未来課等の職員が上記の書類をもとに、必要な医療的ケア等をお聞きします。

医療的ケア児等コーディネーターの方等に同席していただいても構いません。

(熊本県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した方等)



※書類については、こども未来課(窓口)又は八代市ホームページ(ダウンロード)より入手可能です。

< 事前相談後の手続き等について >

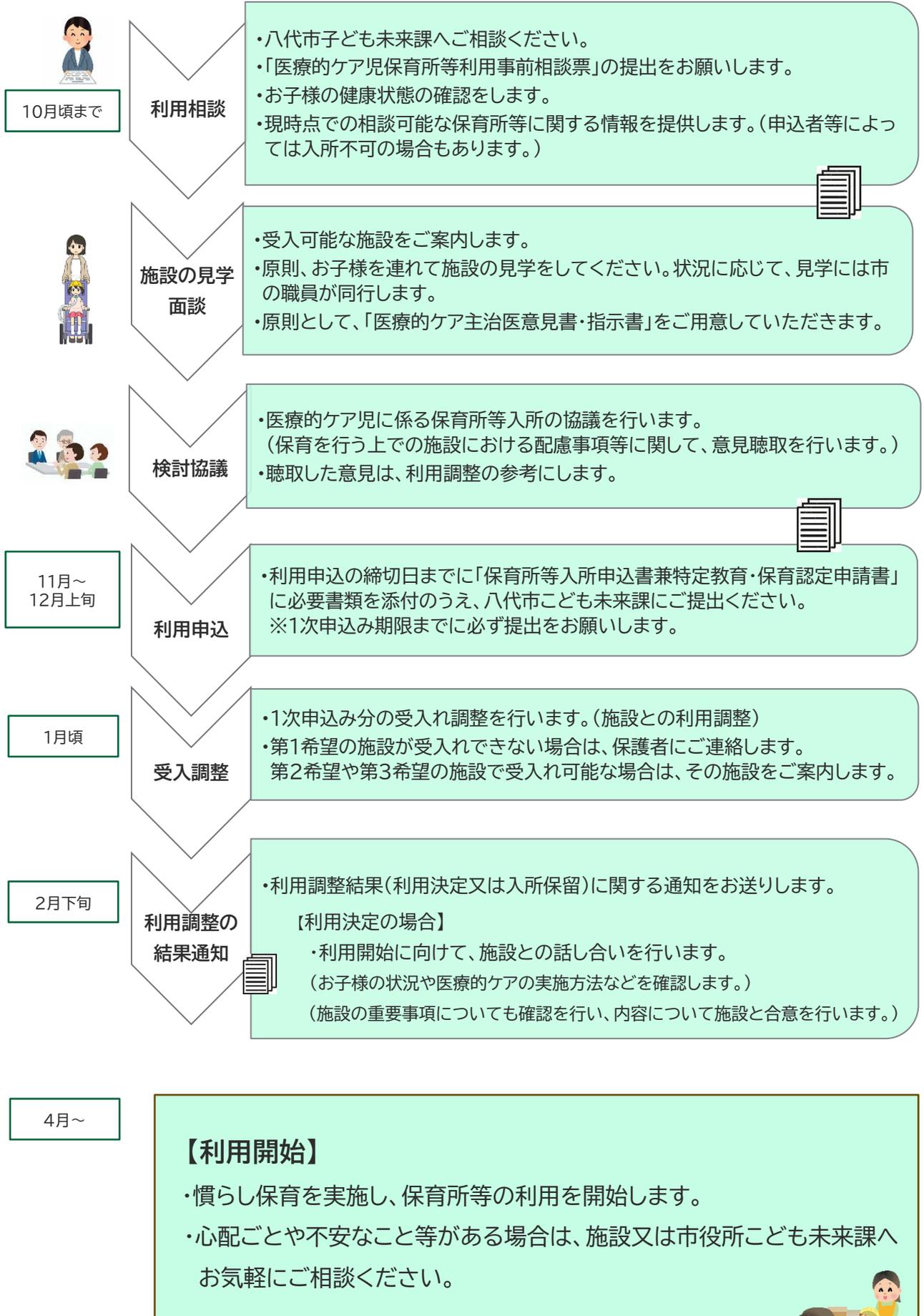
1. ご相談いただいた書類や聞き取り内容をもとに、保育所等の人員配置(看護師等)や施設設備等の状況を考慮しながら、保育所等と調整を行います。
2. 受け入れ可能な保育所等がありましたら、ご家族へご連絡します。
3. 保護者と対象児童で保育所等の見学をお願いします。
(状況に応じて、見学には市の職員が同行します。)
4. 入所を希望する保育所等が決定したら、入所希望月の前月の15日までに必要書類を添付し、入所の申込書を提出してください。※4月入所の申込時期は11月頃になります。
(入所申込については、「八代市の保育所等入所案内」をご覧ください。HPにも掲載あり)



※医療的ケアの内容によって、対応できる保育所等が限られます。

※やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が不在の場合は、保護者等に保育所等でのケアをお願いする、または保育所等を利用できないことがあります。

【4月（新年度）入所の場合の手続きの流れ】



※年度途中の利用を希望する場合には、別途ご相談ください。



【その他の留意点等について】

(1) 利用日・利用時間について

医療的ケアを利用できる日は、原則月曜日から金曜日とします。

(祝日・年末年始を除く。)

利用可能時間は、原則1日8時間(9:00~17:00)以内とします。

(保護者が保育所等と相談し、調整を行っていただきます。)

(2) 保護者等との協力・理解

保育所における医療的ケアの実施には保護者の理解や協力が不可欠です。医療的ケアの実施に向けて、次に挙げる事項について、協力と理解が必要となります。

- ①お子様の安全を最優先とした上で、主治医の指示内容や留意事項、普段のお子様の様子等を踏まえ、保育内容や支援計画等について、共に考えていくこと
- ②保育所等が主治医等と速やかな連絡や継続的な相談等、協力体制を構築することができるよう、必要な調整をすること
- ③健康状態など状況の変化があった場合については、速やかに保育所等へ連絡すること
- ④発熱症状等がない場合でも、保護者からの報告やお子様の状態等を踏まえ、安全な保育が困難であると判断した場合は、利用できない場合があること
- ⑤体調が急変した場合は、保護者の了解を得ずに、緊急時の対応マニュアルに沿った対応をする場合があること
- ⑥保育所等で感染症が発症した場合の対応について、事前に主治医に確認しておき、その内容について保育所等と共有すること
- ⑦緊急時の連絡手段の確保を行うこと
- ⑧医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように毎日持参し持ち帰り、準備・点検・整備を行うこと
- ⑨登園時、保護者と職員で持ち物(医療的ケアの物品・消耗品等)の確認をし、不備のある場合には、整うまで保育を行うことができない場合があること
- ⑩医療的ケアを行った際に出た廃棄物は、原則、保護者が全て毎日持ち帰ること



よくある質問(Q&A)



Q1：保育所等の入園についてどこに相談したらいいですか？

A1

保護者の就労または疾病等の事由により家庭において保育をすることが困難で、保育所等への入園を希望される場合は、八代市役所こども未来課（保育係）にご相談ください。

お子様の状態に応じて主治医と連携しながら、お子様の状態に合った安全・安心な保育を受けることができるよう、医療的ケアを実施可能な保育所等をご案内します。

Q2：入所後の「慣らし保育」はどうなりますか？

A2

保育所等へ入所すると、これまでの家庭での保護者との生活から、子ども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と施設長、看護師、担当保育士等とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画を立てることが必要となります。

そのため、入所後一定の期間、保護者が付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。慣らし保育の期間は、お子様の状況や看護師等による医療的ケアの習熟度等を踏まえて、保護者と保育所等と協議のうえ決定します。



Q3：緊急時（急な体調の変化等）の対応は？

A3

保育所等は、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成します。

対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載しています。その内容を全ての職員で共有し、緊急時に適切に対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

また、保育中にお子様の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育の継続が困難であると判断した場合は、保育利用時間であっても、保護者にお迎えを依頼することになります。



Q4：行事・園外活動などについては？

A4

できる限り、お子様に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者の理解を得たうえで参加していただくこととなります。（必要に応じて主治医にも確認します。）

ただし、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切なケアが確保できないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

よくある質問(Q&A)



Q5：入所決定後に提出する書類はありますか？

A5

保育所等の施設長及び看護師等から入所後の施設における保育の提供を開始するに当たっての重要事項の説明を受けていただき、その重要事項説明内容についての「同意書」及び「医療的ケア実施依頼書」を保育所等へ提出する必要があります。

また、医療的ケアが必要でなくなった場合は、「医療的ケア終了に関する届出書」を市役所こども未来課へ提出していただきます。

Q6：医療的ケア主治医意見書・指示書の作成費は保護者負担ですか？

A6

保護者の方が「医療的ケア主治医意見書・指示書」作成費を病院へ支払っていただくこととなりますが、意見書・指示書作成費の補助制度があります。保育所等に入所する際、医療的ケアを円滑に実施するため必要な主治医の意見書・指示書の作成に要した費用に対して、保護者の負担を軽減することを目的としています。

補助対象者は、八代市内に在住する医療的ケアが必要な児童の保護者であって、その世帯の全ての者が市税等を滞納していないことが条件となります。

補助額は1回当たり2,200円を上限とし、年度内に3回までの交付とします。（保育所等医療的ケア主治医意見書・指示書作成費補助金交付要領）

補助を受けるためには、申請が必要です。

詳しくは、市役所こども未来課へお尋ねください。



※その他、不安なこと等がありましたら、保育所等や市役所こども未来課へお尋ねください。

※このガイドラインや提出書類等については、[八代市のホームページに掲載しております。](#)



熊本県 八代市 健康福祉部 こども未来課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

TEL 0965-33-8721

FAX 0965-33-4279

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

